

参考 1

乗務員に係る賃金制度等実態調査実施要領

1. 調査事項

調査事項は次の通りとする。

なお、乗務員によって適用される制度が異なる場合は、最も多くの乗務員に適用される制度について調査することとする。

- ・ 固定給の有無及びその種類並びに乗務員 1 人当たりの固定給の額と当該固定給が賃金支給総額に占める割合
- ・ 足切り制の有無及び足切り額前後の賃金計算方法
- ・ 累進歩合給制度の採用状況
- ・ 賞与・一時金制度の採用状況及びその算定方法
- ・ 労働者負担制度の採用状況及び採用されている労働者負担制度の種類

2. 調査対象及び調査数

①都道府県協会加盟の事業者を対象とする。

②調査数は、各都道府県とも、

- ・ 保有台数 11 両以上 30 両以下
- ・ " 31 両以上 100 両以下
- ・ " 101 両以上 200 両以下
- ・ " 201 両以上 300 両以下
- ・ " 301 両以上

各 5 社とする。

3. 調査対象時期等

制度については本年 4 月 1 日現在の状況を、また、支給額、支給率については本年 3 月に支払われた賃金を対象とする。

4. その他

本調査において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ・ 固 定 給 時間給や日給、月給、さらには年功手当や通勤手当、家族手当等、営業収入の多寡にかかわらず固定的に一定額として支払われる賃金をいう。
- ・ 基 本 給 労働時間や労働日数、身分等により支払われる賃金をいう。
- ・ 手 当 勤続年数や従事する職務、乗務する回数、事故の有無等、営業収入の多寡にかかわらず、一定の要件を満たした場合に固定的に支払われる賃金をいう。
- ・ 足切り制 乗務員 1 人 1 人が最低限上げるべき営業収入を日、曜日、月等を単

位に設定し、その前後で賃金計算方法や適用する歩合率等を変えることをいう。

- ・ 累進歩合給制度 歩合給の額が営業収入の多寡に応じて非連続的に増減する制度をいい、營收の最も高い者等にのみ支給されるいわゆる「トップ賞」、營收を数階級に区分し、区分した額に達する毎に一定の加算を行ういわゆる「奨励加給」を含む。
- ・ 賞与に係る累進制 営業収入の多寡に応じて支給する額を変える、あるいは、適用する率を変えることをいう。
- ・ 労働者負担制度 無線使用料、チケット・クレジット手数料、AT 車使用料等、利用する機器、運賃の支払い方法、乗車する車種等に着目して乗務員に一定の負担を求める制度をいう。

参考2

地域別・保有車両台数別回答事業者数

	11 両以上 30 両以下	31 両以上 100 両以下	101 両以上 200 両以下	201 両以上 300 両以下	301 両以上	計
北海道	5	4	6	2	3	20
東北	28	27	15	2	0	72
関東	39	36	22	9	9	115
北陸信越	17	19	7	1	1	45
中部	27	19	18	6	7	77
近畿	28	29	14	8	9	88
中国	20	20	12	2	1	55
四国	22	12	3	0	0	37
九州・沖縄	39	40	22	4	4	109
計	225	206	119	34	34	618